千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択者選定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業」（以下「本事業」という。）における採択者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

（応募）

第２条　本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市に提出するものとする。

（１）事業応募申請書

（２）誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書（様式第１号）

※本店所在地、事業所在地が市外の場合は、市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は直近の納税証明書を添付すること。

（３）応募者の概要がわかる資料（会社案内、事業概要、商品案内等）

（４）法人の場合：登記事項証明書の写し

個人の場合：住民票

個人事業主の場合：住民票及び開業届の写し

※登記事項証明書、住民票は、申請日前３か月以内に発行されたものに限る

（５）その他、市長が必要と認める書類

２　前項第１号の事業応募申請書に記載する項目は、別表１のとおりとする。

（応募要件）

第３条　応募者は、本事業に応募を行う時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

（１）農業者又は食品関連事業者である者若しくは農業又は食品関連事業を開始する予定がある者

（２）生産、製造、開発・加工の拠点又はサービスの提供拠点が千葉市内にある者若しくはこれら拠点を市内に設置する予定がある者

（３）本店所在地、事業所在地が市内の場合は、市税（延滞金を含む）の滞納がない者

本店所在地、事業所在地が市外の場合は、市町村民税又は特別区民税（延滞金を含む）の滞納がない者

（４）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと

（５）法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

（審査方法）

第４条　審査は、書面により行うこととし、審査を通過した者を本事業の採択者として決定する。

２　採択者数は、応募状況や審査結果等に応じて、市と本事業を受託し運営する者（以下「事業受託者」という。）の協議により決定する。

（審査対象）

第５条　審査の対象は、応募要件に関する事項及び応募者が提出する事業応募申請書に関する事項とする。

（審査の実施）

第６条　審査は、応募要件に関する審査を市が実施し、事業応募申請書に関する審査を市及び事業受託者が実施する。

（審査基準）

第７条　審査基準は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）審査項目及びその配点

別表２のとおりとする。

（２）合格基準点

別表２の配点の合計点の６割とする。

（書面審査）

第８条　書面審査は、次の各号に定めるとおり実施する。

（１）応募要件については、事業応募申請書、納税状況の調査結果及び誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書（様式第１号）を基に審査する。

（２）応募要件を全て満たす場合、事業応募申請書について、申請内容を審査項目に基づき審査し、各応募者の得点を決定する。

２　事業応募申請書に関する審査の得点が合格基準点を超えた応募者を得点の高い順から第４条第２項で定めた採択者数を、上限に市が採択者として決定する。ただし、審査委員が協議の上、次の各号に該当すると認める場合は、採択者として決定しないことができる。

（１）審査項目の一部の点数が著しく低く、本事業の活用に懸念がある場合

（２）その他、本事業の目的、趣旨から採択者として適切ではないと認められる場合

３　審査結果について、採択者には、千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択決定通知書（様式第２号）により通知する。不採択者には、千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業不採択決定通知書（様式第３号）により通知する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、採択者の選定に必要な事項は、市と事業受託者が協議の上定める。

附　則

この要綱は、令和５年５月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

別表１　事業応募申請書の項目

１　事業内容等について

項目
１．現在の事業内容について（目的、内容、成果又は進捗状況）
２．事業の実施体制について（人材、設備、外部連携など）
３．本事業で支援を受けたい事業の内容と希望する支援について
４．千葉市や地域、千葉市食のブランド「千」に対する想い

２　応募者の基本情報について

項目
・法人名（個人事業主の場合、屋号等の事業者名）
・代表者職氏名
・本店所在地（個人事業主の場合、事業所在地）
・担当者職氏名
・連絡先（メールアドレス、電話番号）
・事業ホームページの URL

別表２　審査項目とその配点

審査項目		配点
１　熱意・意欲	・事業者の取組姿勢や本事業で支援を受けようとする事業に対する興味関心度合いが高いか。 ・他の事業においても意欲的に取り組んでいるか。 ・千葉市や地域、地域に関するモノやサービスに対する熱意があるか。 ・千葉市食のブランド「千」への申請意欲が高いか。又は高まる見込みがあるか。	４０
２　独創性	・事業者に独創性の高い商品やサービスを作る意欲や能力があるか。	１５
３　実施能力	・事業者に事業実施の能力があるか。又は本事業の支援により実施可能となる見込みがあるか。 ・事業者に商品・サービスの市場性等を把握する能力があるか。又は本事業の支援により把握できる見込みがあるか。 ・その他、能力となるもの又は能力となる可能性を感じるものがあるか。	２５
４　将来性	・事業者の将来性があるか。 ・本事業の支援により、将来性のある商品やサービスを作り出す可能性を感じられるか。	１０
５　実施体制	・支援を受けて事業を遂行できる体制があるか。 ・支援を受けて事業を遂行できる環境（必要な設備や連携先など）があるか。	１０
合計点		１００

様式第１号（第２条関係）

誓約書 兼 千葉市税情報閲覧同意書

（あて先）千葉市長

千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業の応募に当たり、下記事項を誓約いたします。また、千葉市経済農政局農政部農政課が、下記２の事項を審査するため、当社（個人又は個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

記

１　農業者又は食品関連事業者である者若しくは農業又は食品関連事業を開始する予定があること。

２　生産、製造、開発・加工の拠点又はサービスの提供拠点が千葉市内にある者若しくはこれら拠点を市内に設置する予定があること。

３　本店所在地、事業所在地が市内の場合は、市税（延滞金を含む）の滞納がないこと。
　本店所在地、事業所在地が市外の場合は、市町村民税又は特別区民税（延滞金を含む）の滞納がないこと。

４　千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

５　法令又は公序良俗に反する事業等を行っていないこと。

年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（※）

（※）法人の場合は、原則として記名押印が必要です。
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

様式第２号（第８条関係）

住　　所
名　　称
代表者職氏名

千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択決定通知書

千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、採択者として決定しましたので、千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択者選定要綱第８条第３項の規定により、通知します。

年　　月　　日

千葉市長　神　谷　俊　一

様式第３号（第８条関係）

住　　所
名　　称
代表者職氏名

千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業不採択決定通知書

千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、採択に至りませんでしたので、千葉市農業者・食品関連事業者経営力向上支援事業採択者選定要綱第８条第３項により、通知します。

年　　月　　日

千葉市長　神　谷　俊　一